

掛川市告示第57号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月20日

掛川市長 久保田 崇

第5条中「次に掲げる書類」を「社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）の写し」に改め、同条各号を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第5号中

「住所

申請者氏名



電話

」

を

「住所

申請者氏名

電話

」

に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市子ども医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。